

## 自治委員会総会の資格審査について

2019 年度後期自治委員会総会の感想文用紙にて、資格審査について多数の参加者から質問を頂きましたので、この場でご返答いたします。

Q：なぜ自治委員会総会の資格審査は最初ではなく途中で行われるのですか？

A：参加者が途中退席する可能性もありますので、資格審査を採決の直前に行うことで総会の成立と採決の結果を厳密にするという目的があります。また、自治会役員ではない方が資格審査委員を務めており、マニュアルを確認しながら作業をして頂いていますので資格審査に時間を要しています。

Q：なぜ開催前に委任状が有効であるかを確認しないのですか？

A：総会の出席者の中に、開催前に委任状を提出していた方がいた場合、出席者の委任状は無効となります。そのため、委任状の提出者が総会に出席しているかを総会開始後に確認する必要があります。

総会の成立については以下に記載してあります大阪府立大学中百舌鳥・りんくうキャンパス学生自治会規約第 4 章第 22 条から第 24 条までをご参照ください。

参考：大阪府立大学中百舌鳥・りんくうキャンパス学生自治会規約  
第 4 章第 22 条から第 24 条

### 第 2 2 条【自治委員の選出】

自治委員は、原則として学類学年別とし、自治委員会総会の開催ごとに選出される。各学類における自治委員の定数は、40 名ごとに 1 名とする。ただし、端数は切り上げるものとする。任期は次の自治委員会総会までとし、再選は妨げない。

### 第 2 3 条【自治委員会総会の議長団】

自治委員会総会の議長は、総会において会員から選出する。議長は必要に応じて、会員の中から副議長 1 名、書記 1 名を指名することができる。

### 第 2 4 条【自治委員会総会の成立条件】

自治委員会総会は自治委員と中央執行委員で構成し、全自治委員の過半数の出席で成立する。ただし、出席した自治委員の 3 分の 1 以内の委任状は有効である。また、総会成立後、成立定数の 10 分の 1 以内の減少については成立とみなす。